

第5節 災害情報の収集・報告計画

災害時において、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、防災関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。

また、県は収集した情報を集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有化するものとする。

〔 実施機関
各防災関係機関 〕

第1 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

防災機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

1 情報の収集・伝達

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

2 情報の内容

(1) 県及び市町村

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

ア 緊急要請事項

イ 災害発生状況（原因，発生日時，発生した場所又は地域）

ウ 被害状況

エ 災害応急対策実施状況

- オ 道路交通状況（道路被害，交通規制等）
- カ 水道，電気，ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- キ 避難状況
- ク 医療救護活動状況
- ケ 住民の動静
- コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2) その他の防災機関

収集，伝達すべき情報の主なものは次のとおりである。

- ア 被害状況
- イ 災害応急対策実施状況
- ウ 復旧見込み等

3 情報の収集方法

防災機関は，航空機，ヘリコプター，各種無線通信設備及び衛星通信を活用するほか，情報連絡員を被災地等に派遣することにより，迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。

なお，被害状況を早期に把握するため，119番通報の殺到状況の確認，活用に努める。

また，広報資料の収集には，以下について努める。

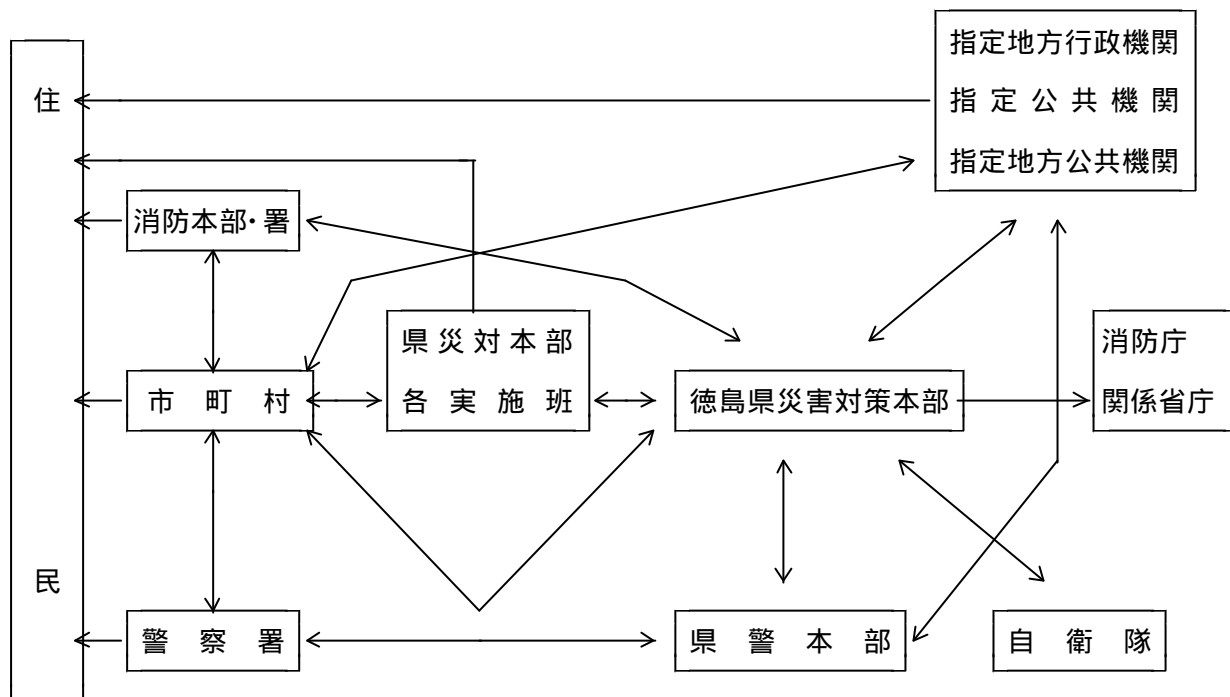
(1)状況に応じ写真班をおき，現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(2)本部各部班，支部及び現地災害対策本部あるいは市町村本部で撮影した災害現場写真を収集する。

4 情報の収集，伝達系統

防災機関は，おおむね次の系統により相互に情報の収集，伝達を行う。

情報の一般的収集，伝達系統図



第2 被害状況の報告要領

1 報告の基準

内閣総理大臣（消防庁経由）に報告すべき災害は次のとおりであり，報告にあたっては，別記「災害報告記入要領」により行うものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても，全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 地震が発生し，当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの
- (5) 津波により，人的被害又は住家被害を生じたもの
- (6) 崖崩れ，地すべり，土石流等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
- (7) 河川の溢水，破堤又は高潮等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
- (8) 雪崩等により，人的被害又は住家被害を生じたもの
- (9) 道路の凍結又は雪崩等により，孤立集落を生じたもの
- (10) 上記各基準に該当しない災害であっても，報道機関に取りあげられる等，社会的影響度が高いと認められるもの

なお，「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災等即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

（注）「火災・災害等即報要領」（抜粋）を別冊資料編に添付

2 調査実施者

被害状況の調査は，住民の生命及び財産に関する事項並びに市町村の管理する施設については市町村，県の管理する施設については県が調査するものとし，次に掲げるライフライン関係機関等も調査の上，県及び市町村等への通報に協力するものとする。

四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
西日本電信電話株式会社徳島支店
株式会社I.N.T.イ・ティ・ドコモ四国徳島支店
四国電力株式会社徳島支社
四国ガス株式会社徳島支店
社団法人徳島県エルピーガス協会
阿佐海岸鉄道株式会社

3 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

(1) 災害即報

災害が発生したとき直ちに行う。

(2) 中間報告

発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。

(3) 確定報告

応急措置が完了し、その被害が確定したときに行う。

4 報告の方法

(1) 災害速報及び中間報告は原則として別紙様式の内容を加入電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムによりすみやかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

(2) 確定報告は必ず別紙様式により文書で報告するものとする。

5 報告責任者

各機関の長、県警察本部長並びに市町村長は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておくものとする。

6 市町村長の措置

(1) 市町村長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後すみやかにその内容について知事に対し連絡するものとする。

(2) 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

(3) 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

7 知事の措置

(1) 市町村長等からの報告に基づき、災害対策基本法第53条第2項の規定により、知事は内閣総理大臣（消防庁経由）に対し被害状況を報告するものとする。

(2) (1)の報告については、消防組織法第22条に基づく火災報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- (3) 報告すべき火災・災害等を覚知したとき，原則として，覚知後30分以内で可能な限り早く，分かる範囲で，その第一報を報告するものとする。
- (4) 被害の状況により必要があると認めるときは，東京事務所を通じ中央各省庁にも逐次電話にて報告するものとする。
- (5) 確定報告は応急措置の完了後20日以内に，災害対策基本法に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ国（消防庁）に提出するものとする。

連絡窓口	
消防庁	
平日(9:30～17:45)	応急対策室
	TEL 03 - 5253 - 7527
	FAX 03 - 5253 - 7537
	消防防災無線 TEL 7527
	FAX 7537
	衛星系 TEL TN - 048 - 500 - 7527
	FAX TN - 048 - 500 - 7537
平日(9:30～17:45)以外	宿直室
	TEL 03 - 5253 - 7777
	FAX 03 - 5253 - 7553
	消防防災無線 TEL 7782
	FAX 7789
	衛星系 TEL TN - 048 - 500 - 7782
	FAX TN - 048 - 500 - 7789
徳島県危機管理局	TEL 088 - 621 - 2704
	FAX 088 - 621 - 2849
県ネットワーク無線	TEL 036 - 211 - 7101
	FAX 036 - 211 - 2 - 2849

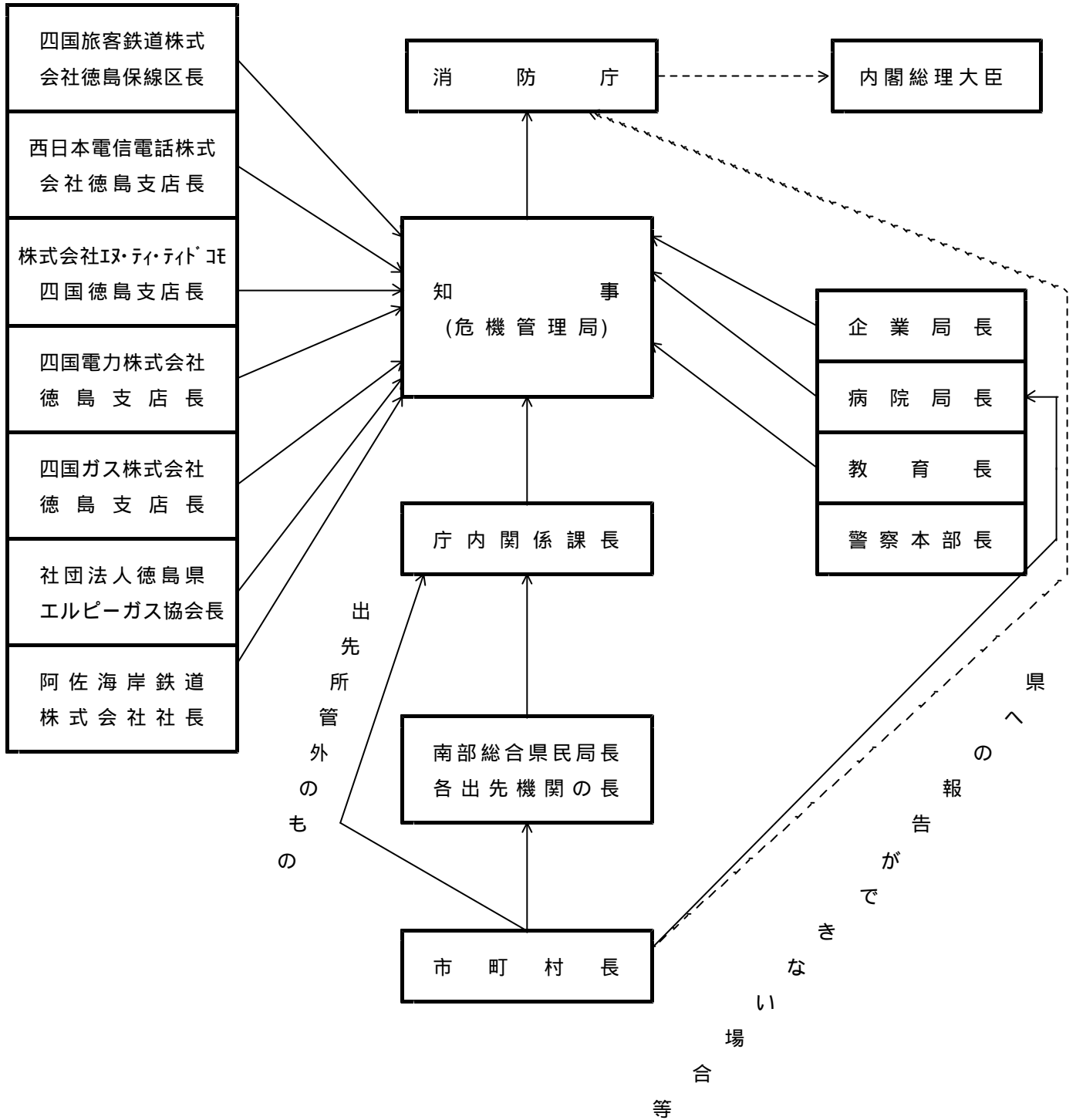
(注) TNは，各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

8 報告の系統

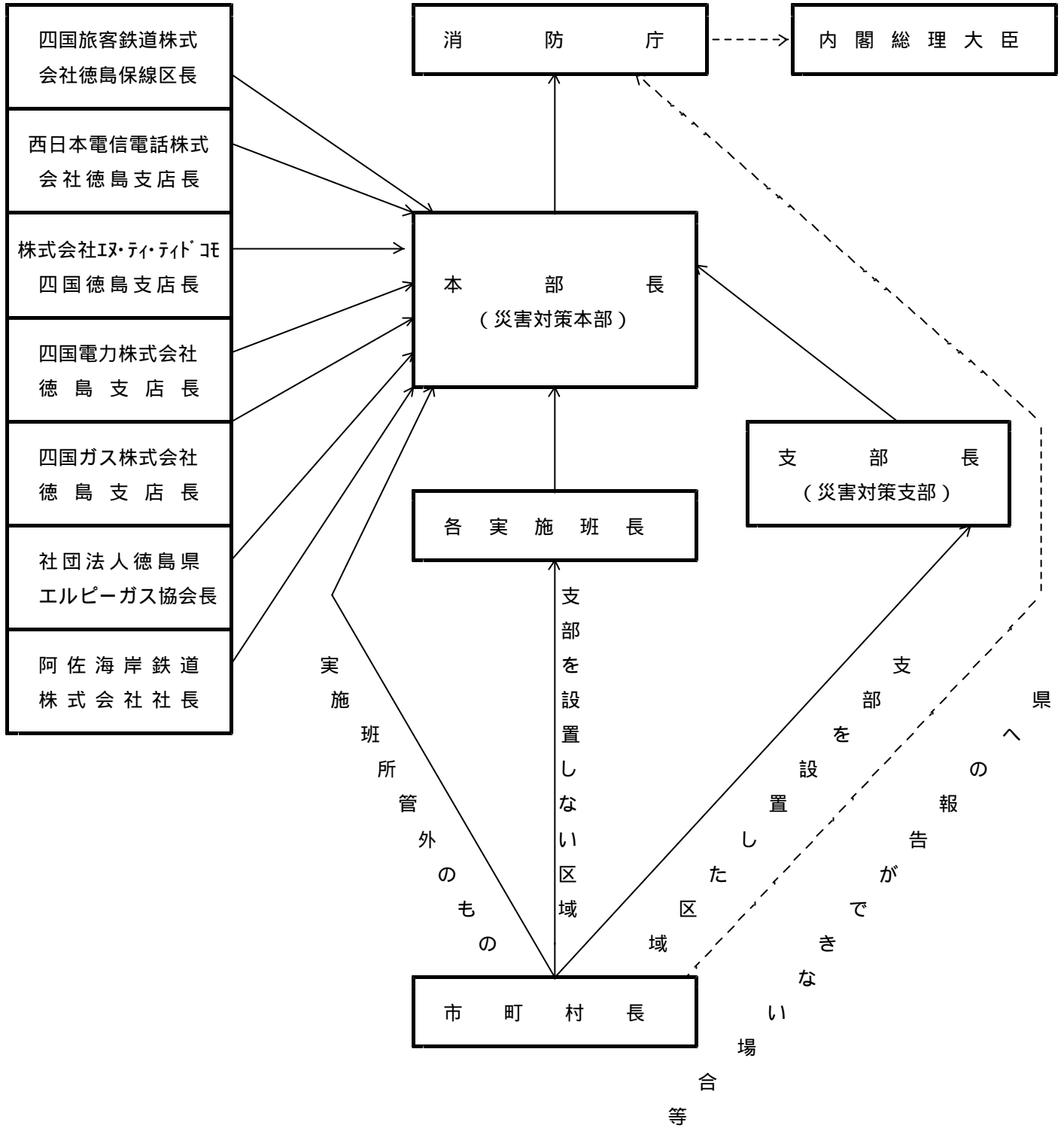
被害状況の報告の系統は次によるものとする。

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1 徳島県災害対策本部未設置の場合 | 第1系統図 |
| 2 徳島県災害対策本部設置の場合 | 第2系統図 |
| 3 徳島県災害対策本部に現地災害対策本部設置の場合 | 第3系統図 |

災害対策本部未設置の場合

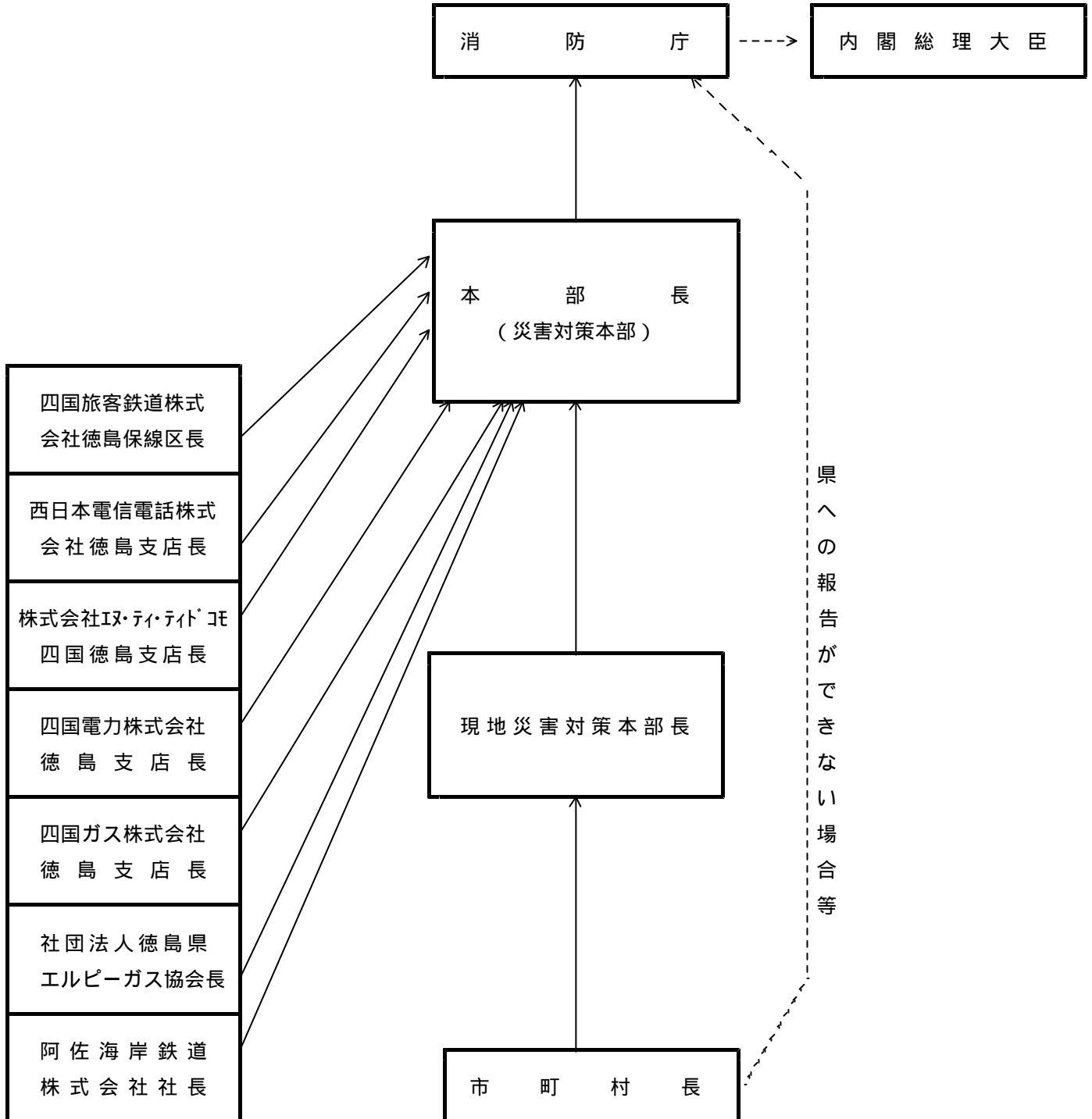


災害対策本部を設置した場合



第3系統図

現地災害対策本部を設置した場合



発 信 者	報 告 す る 内 容		受 領 者
市 町 村 長	災害対策本部を設 置しない場合	出先機関の所管に属しない市町 村の被害の災害発生報告，災害 確定報告（以下「災害報告」と いう。）	知 事 （関係各課長）
		出先機関の所管に係る市町村の 災害報告	各 出 先 機 関 の 長
	災害対策本部を設 置した場合	実施班の所管に属しない市町村 の災害報告	本 部 長
		実施班の所管に係る市町村の災 害報告	各 実 施 班 長
	災害対策支部を設 置した場合	すべての災害報告	災 害 対 策 支 部 長
	現地災害対策本部 を設置した場合	すべての災害報告	現 地 災 害 対 策 本 部 長
徳島県災害対策本部 運営規程に定める 南部総合県民局長・ 出先機関の長	災害対策本部を設 置しない場合	所管する事務に係る災害報告	本 庁 関 係 課 長
	災害対策本部を設 置した場合	所管する事務に係る災害報告	本 部 長
徳島県災害対策本部 運営規程に定める 災 害 対 策 支 部 長	災害対策支部を設 置した場合	すべての災害報告	本 部 長
徳島県災害対策本部 運営規程に定める 現 地 災 害 対 策 本 部 長	現地災害対策本部 を設置した場合	すべての災害報告	本 部 長

発 信 者	報 告 す る 内 容		受 領 者
企 業 局 長 病 院 局 長 教 育 長 警 察 本 部 長	災害対策本部を設 置しない場合	所管する事務に係る災害報告	知 事 (危 機 管 理 局)
四国旅客鉄道株式会 社徳島保線区長，西 日本電信電話株式会 社徳島支店長，株式 会社NTTドコモ四 国徳島支店，四国電 力株式会社徳島支店 長，四国ガス株式会 社徳島支店長，社団 法人徳島県エルピー ガス協会長，阿佐海 岸鉄道株式会社社長	災害対策本部を設 置しない場合	所管する事務に係る災害中間報 告及び災害確定報告	知 事 (危 機 管 理 局)
	災害対策本部を設 置した場合	所管する事務に係る災害中間 報告及び災害確定報告	本 部 長